

(第二類 第二号)

第百四十六回国会 衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第二号

平成十一年十二月八日(水曜日)

午後六時五分開議

出席委員

委員長 桜井 新君

理事 赤城 徳彦君 理事 鈴木 宗男君

理事 中谷 元君 理事 林 幹雄君

理事 中桐 伸五君 理事 堀込 征雄君

理事 遠藤 和良君 理事 西野 陽君

荒井 広幸君 飯島 忠義君

岩永 峯一君 小野寺 五典君

奥谷 通君 栗原 博久君

坂本 剛二君 阪上 善秀君

新藤 義孝君 田村 憲久君

滝 実君 橋 康太郎君

中川 秀直君 葉梨 信行君

平林 鴻三君 古屋 圭司君

松本 純君 御法川 英文君

安住 淳君 鍵田 節哉君

島 聡君 末松 義規君

松本 龍君 井上 義久君

久保 哲司君 佐々木 洋平君

遠増 拓也君 鰐淵 俊之君

木島 日出夫君 東中 光雄君

中西 績介君

自治政務次官 平林 鴻三君

自治政務次官 橋 康太郎君

衆議院調査局第二特別調査 牧之内 隆久君

室長

委員の異動

十一月二日

藤井 孝男君 補欠選任

町村 信孝君 山口 泰明君

十二月八日 蓮実 進君

辞任

小林 多門君

田中 和徳君

中川 秀直君

蓮実 進君

福田 康夫君

山口 泰明君

鹿野 道彦君

遠増 拓也君

補欠選任

岩永 峯一君

奥谷 通君

坂本 剛二君

栗原 博久君

御法川 英文君

新藤 義孝君

安住 淳君

佐々木 洋平君

辞任

岩永 峯一君

奥谷 通君

栗原 博久君

坂本 剛二君

新藤 義孝君

御法川 英文君

安住 淳君

佐々木 洋平君

補欠選任

小林 多門君

田中 和徳君

蓮実 進君

中川 秀直君

山口 泰明君

福田 康夫君

鹿野 道彦君

遠増 拓也君

同日

理事藤井孝男君十一月二日委員辞任につき、その補欠として林幹雄君が理事に当選した。

同日

政治資金規正法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外六名提出、衆法第八号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(粕谷茂君外二十四名提出、衆法第一三三号)

は本委員会に付託された。

同日

政治資金規正法の一部を改正する法律案(羽田孜君外二名提出、第百四十五回国会衆法第二八号)

は委員会の許可を得て撤回された。

十一月十七日

衆議院比定数の削減反対に関する請願(木島日出夫君紹介)(第二八号)

同(東中光雄君紹介)(第二九号)

同(木島日出夫君紹介)(第六三三号)

同(東中光雄君紹介)(第六四号)

同(松本善明君紹介)(第九五五号)

同(中林よし子君紹介)(第一二二二号)

同月二十六日

衆議院比定数の削減反対に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第二九五五号)

同(木島日出夫君紹介)(第三七七七号)

同月三日

衆議院比定数の削減反対に関する請願(児玉健次君紹介)(第四五二二号)

同月八日

衆議院比定数の削減反対に関する請願(東中光雄君紹介)(第八九五五号)

は本委員会に付託された。

十一月二十二日

衆議院比定数の削減反対に関する陳情書外四件(大阪市北区天神橋一の一三の一五鈴木康隆外四名)(第一六二二号)

政治家個人の資金管理団体に対する企業・団体献金の禁止に関する陳情書(大津市御陵町三の一大津市議会内池見喜八郎)(第一六三三号)

公選法改悪反対に関する陳情書(東京都港区新橋六の一九の二三山田善二郎)(第一六四四号)

定住外国人に対する地方選挙への参政権等に関する陳情書(新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊五八五津南町議会内高橋満男)(第一六五五号)

企業・団体献金を即時禁止とする政治資金規正法の抜本改正等に関する陳情書(東京都渋谷区代々木二の二の一紀平梯子外一名)(第一六六号)

同月三十日

衆議院比定数の削減反対に関する陳情書外二件(東京都文京区湯島一の九の一五岩佐茂外二名)(第一九一一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

政治資金規正法の一部を改正する法律案(羽田孜君外二名提出、第百四十五回国会衆法第二八号)の撤回許可に関する件

公職選挙法の一部を改正する法律案(衛藤征士郎君外三名提出、第百四十五回国会衆法第二六号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案起草の件

○桜井委員長 これより会議を開きます。

理事の補欠選任につきましてお諮りいたします。

委員の異動により、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○桜井委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に林幹雄君を指名いたします。

○桜井委員長 この際、お諮りいたします。

第百四十五回国会、羽田孜君外二名提出、政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○桜井委員長 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

政治資金規正法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会等において御協議いただいたところでありますが、お手元に配付いたしましたとおり起草案を委員長から御提案いたしたいと存じます。

本起草案の趣旨及び内容につきまして、御説明申し上げます。

現行法では、会社、労働組合その他の団体が行う資金管理団体に対する政治活動に関する寄附は、同一の資金管理団体に対して年間五十万円の範囲内で認められておりますが、平成六年改正法の附則第九条は、会社、労働組合その他の団体の資金管理団体に対する寄附は、同改正法施行後五年を経過した場合において、これを禁止する措置を講ずることとしております。

本案は、この附則第九条の趣旨にのっとり、会社、労働組合その他の団体は、資金管理団体に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないこととするともに、何人も、会社、労働組合その他の団体に對して、資金管理団体に対する政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、または要求してはならないこととしております。また、資金管理団体は、これに違反して行われる寄附を受けてはならないこととしております。

以上の規定に違反した者は、一年以下の禁錮または五十万円以下の罰金に処することとしております。

なお、この法律は、平成十二年一月一日から施行することとしておりますが、ただいま申し上げた罰則に関する規定は、平成十二年四月一日から適用することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○桜井委員長 次に、第四百四十五回国会、衛藤征士郎君外三名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、前国会におきまして既に趣旨の説明を聴取しておりますので、これを省略するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○桜井委員長 起立多数。よって、そのとおり決しました。

公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○桜井委員長 本案に対し、鈴木宗男君外三名から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。鈴木宗男君。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○鈴木（宗）委員 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案に関する、自由民主党、自由党並びに公明党・改革クラブの三党共同提案に係る修正案につきまして、提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

私たちは、衆議院の現行小選挙区比例代表並立制は、国民の意思を端的に集約する小選挙区制を基本としつつ、国民の意思を反映する比例代表制の特性を組み合わせた仕組みであると認識してお

ります。

しかし、選挙制度のあり方は、単に代表の原理、すなわち、国民の意思の集約の重視が、国民の意思の反映の重視の理念的な側面にとどまるものではなく、今日の我が国の経済的、社会的諸条件、つまり、中央省庁の改革、国家公務員の定員削減等、また、民間における経営の合理化や組織全体の改革が進められている中、まず国会みずからが改革の先頭に立つて範を示し、各般の改革を求めるべきとの見地、さらには、現実の政治状況などに照らし、総合的に勘案して決定されるべきものであると考えております。

私たち三党は、このような視点に立ち、前国会に自民、自由両党が提出した定数削減案について、公明党も参加した三党で協議を行い、国民に約束した政治が示すべき基本姿勢として定数五十人を削減することとしております。そして、まず比例代表定数の一割である二十人を削減することとし、残余の三十人の削減については、来年の国勢調査の結果により、小選挙区定数を中心に対処することについて合意したものであります。

なお、小選挙区定数の削減については、全国的な選挙区割りの変更を伴うこと、平成十二年の国勢調査により、衆議院議員選挙区画定審議会から選挙区割りの改定案が勧告されること、一票の格差を是正する必要があること等の諸要素を踏まえた上で検討を進める必要がある、このような表現としております。

私たち三党は、この合意に基づき、衆議院議員定数の削減に関する修正案を提出する必要があるとの結論に達したものであります。

以上が、修正案を提出いたしました理由であります。

次に、この修正案の内容につきまして御説明申し上げます。

次に、衆議院議員の定数については、平成十二年に行われる国勢調査の結果により、速やかにこれを四百五十人とするため、小選挙区選出議員の定数を中心に削減する措置を講ずるものとするとしております。

そして、これに伴い所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由及びその内容の概略であります。

○桜井委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中、「第二十一条の三第一項及び第二項並びに第二十二條第一項」を「並びに第二十一條の三第一項及び第二項」に改め、「並びに資金管理団体」を削り、同条第三項及び第四項中「並びに資金管理団体」を削る。

第三個人とする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができない。

第二十二條第一項中「政治活動」を「個人の政治活動」に改め、「（会社、労働組合、職員団体その他の団体のするものにあつては、五十万円）」を削り、同条第二項中「政治団体がする寄附」を削る。

第二十二條の二及び第二十六條第一号中「（これ

らの規定を同条第三項において準用する場合を含む。」を「若しくは第三項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第二十六条(新法第二十一条第一項及び第二十二條の二に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に会社、労働組合、職員団体その他の団体(以下「団体」という。)が資金管理団体に対してする寄附についてされた行為に対しては、適用しない。ただし、当該寄附により、当該団体が当該期間内に政党及び政治資金団体以外の者に対してした寄附の額が新法第二十一条の三第一項第二号から第四号までの各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額の二分の一に相当する額を超えることとなる場合又は当該団体が当該期間内に同一の資金管理団体に対してした寄附の額が五十万円を超えることとなる場合は、この限りでない。

(政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 政治資金規正法の一部を改正する法律(平成六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

第九条 削除

理由

会社、労働組合その他の団体のする政治活動に関する寄附で資金管理団体に対してされるものを禁止する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「五百人」を「四百五十人」に、「二百人」を「二百五十人」に改める。

第百四十九条第二項中「三十一人」を「三十二人」に改める。

別表第二北海道の項中「九人」を「七人」に、同表東北の項中「十六人」を「十二人」に、同表北関東の項中「二十一人」を「十六人」に、同表南関東の項中「二十九人」を「十八人」に、同表北陸信越の項中「十三人」を「九人」に、同表東海の項中「三十三人」を「二十五人」に、同表近畿の項中「三十三人」を「二十五人」に、同表中国の項中「十三人」を「九人」に、同表四国の項中「七人」を「五人」に、同表九州の項中「二十三人」を「十八人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

理由

衆議院議員の定数を削減し、四百五十人とし、そのうち、百五十人を比例代表選出議員とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する

修正案

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第一項の改正規定中「四百五十人」を「四百八十人」に、「百五十人」を「百八十人」に改める。第百四十九条第二項の改正規定中「三十二人」を「二十八人」に改める。

別表第二の改正規定を次のように改める。

別表第二北海道の項中「九人」を「八人」に、同表東北の項中「十六人」を「十四人」に、同表北関東の項中「二十一人」を「二十人」に、同表南関東の項中「二十九人」を「十七人」に、同表北陸信越の項中「十三人」を「十一人」に、同表東海の項中「三十三人」を「二十一人」に、同表近畿の項中「三十三人」を「三十人」に、同表中国の項中「十三人」を「十一人」に、同表四国の項中「七人」を「六人」に、同表九州の項中「二十三人」を「二十一人」に改める。

附則に次の一項を加える。

(衆議院議員の定数の削減)

3 衆議院議員の定数については、平成十二年に行われる国勢調査の結果により、速やかに、これを四百五十人とするため、小選挙区選出議員の定数を中心に削減する措置を講ずるものとする。

平成十一年十二月十四日印刷

平成十一年十二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C